

評議員・役員報酬等支給基準 規程

(目的)

第1条 社会福祉法人みずものがたり（以下「法人」という。評議員・役員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
 - (2) 理事、但し法人と雇用契約を締結していない者（以下「外部理事」という。）に限る
 - (3) 監事
 - (4) 理事長
- 2 理事で法人と雇用契約を締結している者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規程に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については定時評議員会
- (2) 理事については定時評議員会後の最初の理事会
- (3) 監事については定時評議員会後の最初の理事会
- (4) 理事長については毎月の法人及び施設業務のための出勤

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

- (1) 評議員には、定時評議員会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。なお、評議員の日当の総額は、法人定款第8条において年間10万円を超えないものと定められている。

支給条件	日当
定時評議員会に参加したとき	10,000円

- (2) 外部理事には、定時評議員会後の最初の理事会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。なお、理事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件	日当
定時評議員会後の最初の理事会に	30,000円

参加したとき	
--------	--

- (3) 監事には、定時評議員会後の最初の理事会に参加したときに、報酬として以下の日当を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。なお、監事の日当の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

支給条件	日当
定時評議員会後の最初の理事会に参加したとき	30,000円

- (4) 理事長には定時評議員会後の最初の理事会に参加したとき以外に、法人及び施設業務のための出勤に対しての報酬として以下の月額報酬を支給する。定時評議員会以外の会議の日当は支給しない。また、月の出勤日数が10日を下回る場合はこれを支給しない。なお、理事長の報酬の年間支給総額は評議員会において決するものとする。支給時期は翌月25日、ただし支給日が休日となる場合は休前日とするものとする。

支給条件	月額報酬
法人及び施設業務のため月10日以上 の出勤	250,000円

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得るものとする。

附則

1. この規程は、平成29年6月23日から施行する。
2. この規程は、平成30年4月1日から一部変更して施行する。
3. この規程は、令和3年10月1日から一部変更して施行する。